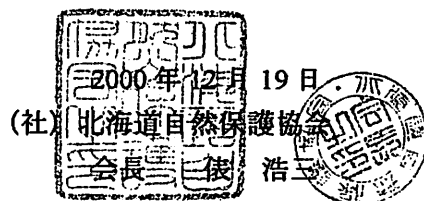


北海道森林管理局旭川分局
分局長 大山 剛 様



北海道森林管理局・旭川分局・上川南部森林管理署の伐採計画に関する再意見書・質問書

貴北海道森林管理局に対して、当協会は表記の伐採計画に関する意見書・質問書（11月24日付）を提出いたしましたところ、貴分局の指導計画第一課長名（武藤卓史様）による回答書（12月6日付）をいただきました。

しかし、その回答書は、当協会が質問した内容に対して項目ごとに明確な根拠に基づく回答がなされておりませんので、何ら説得力を持たない不誠実なものと考えます。ここに改めて、再意見書・質問書を提出させていただきます。

貴分局の回答書について、まず全般的な意見を述べさせていただきます。「関連法令及び1999（平成11）年4月1日から適用されている第一次上川南部森林計画区国有林野施業実施計画等の基づき適切に実施している」という回答は、当協会による「水源涵養保安林において適正ではない過剰伐採があった」という指摘に対して、明確な根拠を持って回答していないこととなります。この回答のままでは、貴分局における伐採計画が、国有林野における「国有林は、国民の森林として、森林の有する公益的機能の発揮を重視しつつ、持続可能な森林経営を実行していくこと」という基本方針、そして、その達成状況の評価基準とされた「生物多様性の保全（基準1）」、「土壌及び水資源の保全と維持（基準4）」および「地球的炭素循環への森林の寄与の維持（基準5）」に真に基づいているのか、大きな疑問を生じさせるものと判断します。

ちなみに、当協会は、貴分局ならびに貴分局を含む北海道森林管理局に対して、先の意見書・質問書（2000年11月24日付）を提出する前に「上川南部森林計画区・第一次国有林野施業実施計画・第一次地域管理経営計画についての意見書」（稗田一俊理事名、1999年2月23日付）、「地域管理計画案等に対する意見」（会長名、1999年2月25日付）、さらに「北海道の国有林に関する質問書・要望書」（会長名、1999年12月20日）を提出してまいりました。これらの意見書等は、全般的には、国有林野の基本方針と評価基準が高く評価されることからそれらに合致した森林経営を求めたものであり、とくに、1999年2月25日付の意見書では「現場の作業が始まれば、改めて問題点が浮上する場合は当然に予想されるので、貴局の計画は弾力性をもって運用されること」を要望したものであります。

今回の意見書・質問書では、先の意見書・質問書（11月24日付）における説明文の大半を省略して同じ質問項目を列記しました。また、項目によっては新たな説明を加えて前回の意見を補強した部分もありますが、貴分局におかれましては、先の意見書・質問書における文章がすべて書かれているものと考え、併せて読んでいただけますよう、お願いいたします。貴分局におかれましては、以下の項目ごとに、理念的かつ具体的な回答、同時

に誠実な回答をいただけますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

1. シーソラブチ川水系パンケヤーラ川流域（上川南部森林管理署・富士循環地区・54～58林班）における天然林の伐採計画

(1) シーソラブチ川水系における河川環境の変貌とその原因（省略）

(2) シーソラブチ川支流パンケヤーラ川上流部の伐採計画に対する意見と質問

①貴分局の回答書（2000年2月8日）における「シーソラブチ川水系については伐採を見合わせる」ことと、支流パンケヤーラ川流域54～58林班（富士循環地区）の伐採計画が中止されていないことの大きな不整合について、今回の貴分局による回答書ではまったく触れられておりません。この点について、説得力のある回答をお願いいたします。

②上川南部森林管理署が認めた「不適切で過剰な伐採が行われてきたこと」について、具体的な資料（伐採面積、択伐率等の指定施業要件）に基づいて、詳細なご回答をお願いします。貴分局による今回の回答書には、上川南部森林管理署による公の発言についてまったく触れておりませんが、公の機関として誠実な回答をお願いする次第です。

③水源涵養保安林における伐採後の目標材積量がどの程度（平方キロメートル当たり何立方メートル）と考えたのか教えてください。また、水源涵養保安林として残すべき材積量を平方キロメートル当たり何立方メートルが適切であると判断されているのか、貴局の判断基準を教えてください。

貴分局による「流域全体として様々な林齢等の活力ある森林が保持されれば、十分な水源涵養機能が維持されるものと考えています」という回答は、何ら具体的な内容が示されていない一般論に過ぎず、まったく説得力を持ちません。貴分局全体として、水源涵養機能が十分維持されるためには単位面積当たりの材積量がどの程度あれば良いと判断されているのか、そして様々な林齢等の森林がそれぞれどの程度の材積量で保持されるのが良いのか、それらの基準について明らかにしていただきたいのです。

また、貴分局の回答は、河川が荒廃したパンケヤーラ川流域の状況を根拠にしておりませんので、パンケヤーラ川流域における上記の基準、すなわち単位面積当たりの材積量と様々な林齢の森林ごとの材積量について、明確な根拠を示していただきたいと思います。ちなみに、今年12月5日、貴分局に対して、北海道立水産ふ化場がパンケヤーラ川における砂礫流亡などの河川荒廃、イトウ産卵床数の減少など、イトウ資源保護の立場から河川環境の変化を説明したと聞き及んでおります。

④この流域の水源涵養保安林における若齢植林地は水源涵養の目的を果たしうるのかどうか、若齢植林地が水源涵養の機能を果たすと思われるまでの林齢と単位面積あたりの材積量でご説明ください。また果たし得ない場合にはどのような補填策を講じられるのか、貴局のご見解をお聞かせ下さい。

⑤この保安林内を流れるパンケヤーラ川流域における河川とそこに生息する生物について、貴分局がまったく調査されることもなく、今回の伐採計画を立てられましたが、河川および生物の調査がなされなかった理由、また、それらの調査もなく伐採計画を立てられた根拠について、とくに貴分局が重視する「生物多様性の保全」と「土壌及び水資源の保

全と維持」の観点から、ご回答を願います。

ちなみに、当協会稗田一俊理事は、平成11年1月から行われた森林施業計画縦覧に参加し、貴分局に対して、この流域における生物多様性の保全対象となる希少魚類・鳥類の資料を付した森林施業計画に関する意見書(1999年2月23日付)を提出しております。ところが、貴分局は、環境庁によって毎年数回開催されている希少鳥類保護のための会議に出席されながら、上記意見書に掲げた希少鳥類の生息情報は環境庁に報告されなかったと聞き及んでおります。それは、それ以前の段階において、上記意見書にもられた情報が担当部局で無視され上級部局に伝えられなかったからと推測しております。また、貴分局の担当者は、希少生物の生息情報を得ながら、森林施業計画の立案段階において、希少魚類・鳥類について何ら調査も行わず、とくに希少鳥類については根拠を明らかにしないままに「生息が乏しい」と話しております。以上の経過は、貴分局が重視する「生物多様性の保全」の主旨をまったく考えない、大きな誤まりと判断します。また、この経緯は、生物多様性の保護に関して国際的な非難の対象になると思われるほどの、貴分局の不手際だと考えております。以上について、貴分局の釈明を求めます。

希少魚類に関しましては、先の意見書にも記しましたが、その後の12月5日、北海道立水産ふ化場から貴分局に対して、パンケヤーラ川におけるイトウ産卵床の減少や河川荒廃等の説明があったと聞き及んでおります。この河川荒廃が魚類専門家のデータからも裏付けられていることとなりますので、上記の現状を知らないものとして、森林施業の影響がないと問題を回避することはできないと考えます。貴分局におかれましては、まず、河川の荒廃と河川の生物について調査を実施すべきであり、現地の状況を科学的に把握した上で、真に希少生物に配慮したという根拠に基づき、森林施業の実施をすべきと考えます。この河川の荒廃とイトウの生息情報について、今後どのように対処されるのかについても、教えて頂きたいと思っております。

パンケヤーラ川流域の伐採予定地に関して、さらに説明を加えます。パンケヤーラ川源流域の「ひょうろく沢」は、多様な河川環境が創出された良好な河川であり、希少魚類・鳥類が繁殖や生活の場として利用しております。したがって、この源流域における天然林伐採は、希少魚類・鳥類への影響が大きいと考えざるを得ません。そのため、伐採予定地であるこの流域における希少魚類・鳥類の生息数、生息範囲、河川の利用程度など、さらにそれらに対する伐採の影響など、詳細な調査が必要と考えます。これらの調査なくしては貴分局がいう「天然林伐採における自然環境への配慮」は、その効果も期待できず評価もできません。国有林野は「森林施業の実施に当たって、択伐率、林床植生保全のために冬期に雪上で事業を実施する等の配慮を行うとともに、作業時においては沢等に対する影響を最小限にするよう細心の注意を払うこととしています」と答えておりますが、まず、調査が先行されるべきであり、明らかな根拠を持って回答すべきと考える次第です。

⑥今回の計画における伐採予定地は、すべて水源涵養保安林にあります。林班ごとに具体的な質問をしますので、ご回答を願います。

1) 伐採が予定されている「54林班ほ・く小班」と「55林班れ小班」、ならびに周辺若齢植林地は、現在、水源涵養保安林として機能しているのでしょうか、また伐採後は、将来にわたって、回答書にあるような「流域全体から見た水源涵養保安林としての機能」を果たしていくのでしょうか、さらに水源涵養の目的に合うように今回の伐採計画が立て

られているのでしょうか、ご回答をお願いします。

2)同様に、伐採予定地である「56林班ろ・は・ほ小班」、「57林班ろ・は小班」および「58林班ろ小班」の周辺における若齢植林地は、現在、流域全体から見て水源涵養保安林として機能しているのでしょうか、ご説明下さい。今後、計画通りに伐採された場合、水源涵養保安林としての機能は発揮されるのでしょうか、ご回答をお願いします。

2. ルオマンソラプチ川水系（本流域とその支流トナム川流域）における伐採問題

(1) ルオマンソラプチ川水系の現況とそれに関する意見（省略）

(2) トナム川流域「138林班か小班」における伐採に関する質問

①標記の138林班か小班における伐採方法が、「適正な伐採」であったという明確な理由をご説明ください。

②当協会稗田理事は、すでにこの地域において希少な大型フクロウの姿を目撃したと貴局に伝えてあります。その後、貴局はこの情報をどのように扱われ、どのように森林管理計画に盛り込まれたのか、あるいは貴局がこの希少種の調査をされた上で計画を立てられたのか、「生物多様性の保全」の観点からご回答ください。

(3) ルオマンソラプチ川本流域の諸問題に関する質問

①大型フクロウが目撃されたルオマンソラプチ川支流トナム川と隣接し、かつ水源涵養保安林であるルオマンソラプチ川本流域において、貴分局は「生物多様性の保全」の観点から希少魚類・河川生物資源の調査を早急に行うのかどうか、回答をお願いします。

②ルオマンソラプチ川本流域において、イチイ伐採に伴う河川への悪影響について事前にどのように検討され、事後にどのような対策を講じられたのか、ご回答をお願いします。回答書では、その答がまったくありません。回答書による「土砂等の流出防止のため治山事業の実施に務めているところです」は、イチイ1本の販売のために川岸が掘削され、しかも土砂が河川に押し込まれてしまったことに対しては回答していません。

添付資料1～9（省略）